

平成 21 年

第 3 回市議会臨時会 議案第 4 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 21 年 5 月 22 日提出

函館市長 西 尾 正 範

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

15 平成 21 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当を支給する場合におけ
る第 3 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 215」
とあるのは、「100 分の 195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特別職の職員に平成 21 年 6 月に支給する期末手当の額を暫定的に減
額するため